

化学物質管理は国際的課題

ダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染問題は、最近マスコミで取り上げられる機会がめっきり少なくなり、書店には「ダイオキシンは危なくない!」といった内容の本が多数出回るようになりました。では、あれほど騒がれた問題は本当に解決したのでしょうか?

ダイオキシンなどは、環境中で分解されにくく、地球規模で拡散する上、生物に蓄積されるため、人の健康や生態系に長期にわたって悪影響を与える物質です。そのため、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」が国連で2001年5月に採択され、これらの物質を国際的に協力して廃絶や削減することが進められています。また、国連環境計画(UNEP)の「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」では、2020年までに化学物質の健康・環境への影響を最小化する方法で生産・使用されるようにすることが目標とされるなど、国際的な関心はより高まっています。

我が国では関連法が整備され、大阪市も様々な化学物質対策を進めてきました。そして、環境科学研究所はこれらの対策を科学的に支援するための調査や研究を続けています。現代社会の我々の生活は、化学物質と切り離して考えることはできません。よって、化学物質を過度に不審がる必要はないものの、次世代の地球のことも考え、一人ひとりが身の回りの化学物質に常に関心を持ち続け、適切な使用や管理を心がけていくことが求められているのではないのでしょうか?

POPs条約の対象物質

製造、使用の原則禁止(廃絶)	
農 薬 (13種)	アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、マイレックス、トキサフェン、ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン*、クロルデコン*、リンデン(γ -HCH)*、 α -HCH(リンデン副生物)*、 β -HCH(リンデン副生物)*
絶縁油等	PCB
難燃剤 (3種)	商業用ペンタブロモジフェニルエーテル(テトラブロモジフェニルエーテルとペンタブロモジフェニルエーテル)*、商業用オクタブロモジフェニルエーテル(ヘキサブロモジフェニルエーテルとヘプタブロモジフェニルエーテル)*、ヘキサブロモビフェニル*
製造、使用の制限	
農 薬	DDT
撥水剤や 界面活性剤	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)(その塩とペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)を含む)*
非意図的排出の削減	
—	ダイオキシン、ジベンゾフラン、PCB、ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン*

*2009年5月に追加された物質

(都市環境担当 先山孝則)